

1 策定の趣旨等

本校では、教育活動のひとつである部活動において、生徒一人ひとりが健全な心身を養うことに併せ、望ましい人間形成を構築させながら、社会の一員として協調性・自主性・社会性を身に付け、逞しく生きる力を育成するため、『道立学校に係る部活動の方針』に則り、学校教育目標を踏まえ『2025年度 部活動に係る活動方針』(以下「本方針」)を策定することとする。本方針は、本校における部活動が、地域、家庭、学校、競技・分野毎に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、さらにはその活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行うものとする。

なお、部活動は、生徒が自主的・自発的な参加により行われるものであることから、活動への参加を義務付けたり強制したりするものではなく、勝利至上主義や能力による格差意識に加え、体罰やパワーハラスメント等、生徒の健康を脅かす要因となるものの根絶を行うものとする。部活動を実施する上では、けがの防止や心身のリフレッシュを図るなど、生徒の生活が充実したものになるよう配慮した活動時間・休養日の設定を行うものとする。また、教員がやりがいを持って部活動の指導にあたることができる環境を整備する。

本方針は、本校の規定に基づき、国(文部科学省、文化庁、スポーツ庁等)や中央教育審議会の動向を注視しながら、よりよい部活動のあり方について検討し、必要に応じすみやかに改定に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

男子バレーボール部 女子バレーボール部 卓球部 ソフトテニス部 硬式野球部
ソフトボール部 バドミントン部 サッカー部 陸上部 柔道部 剣道部 弓道部
男子バスケットボール部 女子バスケットボール部 吹奏楽部 美術部 写真部
茶道部 華道部 ボランティア・ユネスコ部 軽音楽部 新聞局 放送局 図書局

(2) 「部活動に関する相談窓口」の設置

部活動に係る相談等の窓口を教頭とし、相談等は郵便、FAX 又は電子メール等で受け付けることとする。

【窓口担当】

北海道岩見沢農業高等学校 教頭

住所：〒068-0818 岩見沢市並木町1番地5

FAX :0126-22-5362 Mail:iwamizawanougyou-z0@hokkaido-c.ed.jp

(3) 「部員名簿」、「年間活動計画」及び「活動年間参加承諾書」等の作成・提出

ア 各部の責任者(以下「顧問」)は、「部員名簿」、「年間活動計画」及び「活動実績」等を作成し、校長に提出する。

イ 顧問は保護者から活動承諾を得るとともに、それぞれの緊急連絡先を把握し、不測の事態に備え連絡体制を整備する。

(4) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全性の確保、教師の長時間労働の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 校長は、生徒指導の視点至った部活動運営に務めるとともに、学校全体に拓かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を把握する目的で、部活動顧問会議等を定期的に設ける。

ウ 校長は部活動指導員の配置に当たって、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行う。また、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合、も許されないこと、服務について遵守すること等について指導し、徹底させる。

エ 校長は、「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」(平成30年3月

28日北海道教育委員会決定)で示している、働き方改革に向けた取組を推進する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 運動部における適切な指導の実施

校長、運動部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化や気象条件などの環境変化に十分注意するとともに、文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

校長、文化部顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たって、生徒の体調変化、気温や湿度などの環境変化に十分注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

ア 平均週1回及び月1回以上の週末における休養日の設定、定期考査前1週間の部活動の休止、学校閉庁日における休養日の設定、入学者選抜に伴う部活動の休止等を含め、年間を通じて適切に休養日や活動時間を設定する。

なお、休業日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。

イ 高体連、高文連、高野連等の大会前に、やむを得ず休養日を設定せずに活動を行う場合は、代替の休養日を設ける。

ウ 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

(2) 活動時間の設定

ア 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 休業日の活動時間は、大会等への出場、練習試合、合宿等を行う場合や、高体連、高文連、高野連等の大会の前には、下記(3)のイの活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるものとする。

ウ 活動場所で測定した暑さ指数(WGBT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

(3) 高等学校における「休養日や活動時間の弾力的な設定」

高等学校では、中学校段階の基礎の上に多様な教育が行われていること、部活動と密接に関わる分野への進路希望を有する生徒もいること等から、北海道教育委員会が別に定める要件の下、弾力的な休養日・活動時間の設定を可能としている。なお、弾力的な休養日・活動時間の設定については、次のとおりとする。

ア 休養日の下限

平日に週1日以上、週末は月1日以上の休養日を設けるとともに、併せて学校閉庁日を休養日として設定する。

イ 活動時間の上限

平日3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。

ウ その他

合宿中などの活動時間については、目的意識の同一化や仲間意識・連帯感の醸成を図る等、技術向上以外の目的を考慮し、弾力的に設定することができる。

5 部活動の充実に向けて

(1) 本校では、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

(2) 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

(3) 部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。